

太平洋広域漁業調整委員会第13回太平洋南部会  
議事録

平成19年3月16日  
水産庁

## **1 開催日時**

平成19年3月16日(金) 13:00～15:00

## **2 開催場所**

お茶の水ホテル聚楽 孔雀の間

## **3 出席者**

(委員)

澁川弘、外記栄太郎、竹内正一、磯部進、吉戸一紀、迫間虎太郎、網本成吉、左海守、  
澳本勝彦、林穂積、荻田征男、金丸昌洋、福島哲男、鈴木徳穂、山田洋二、山本正喜、  
金井関一、伊妻壯悦、宮本利之、有元貴文

#### 4 議 題

##### ( 1 ) 資源回復計画について

太平洋南部キンメダイ資源回復計画について

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について

伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画について

ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画について

サワラ瀬戸内海系群の資源回復計画について

##### ( 2 ) その他

## 5 議事内容

### 開 会

事務局（小池） 本日は、年度末のお忙しいところをありがとうございます。

また、御臨席の皆様方には、ちょっと窮屈な席でございますけれども、御了承いただきたいと思ひます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第 13 回太平洋南部会を開催いたします。

本日は、都道府県海区互選委員のうち、静岡県橋ヶ谷善生委員、農林水産大臣選任委員のうち、山下東子委員の 2 人の委員の方が、事情やむを得ず御欠席されております。また、高知県の澳本委員におかれましては、御出席ということでこちらに向かっていたところですが、若干飛行機がおくれているということで、おくれて出席という御報告を受けております。

以上のような状況でございますけれども、現時点で、委員定数 22 名のうち、定足数である過半数を超える 19 名の委員の方々に御出席を賜っておりますので、太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会事務規程第 5 条に基づきまして、本日の部会は成立していることを御報告いたします。

それでは、議事進行につきましては澁川部会長にお願いいたしたいと思ひます。部会長、よろしくお願ひいたします。

### 挨 拶

澁川部会長 部会長の澁川でございます。

本日は、年度末の大変御多忙の中、委員の皆様方には御出席を賜りまして、また御臨席の方々にも多数お越しいただきまして感謝申し上げます。

本日は、大変たくさんの議題が用意されているようでございます。私も一生懸命、円滑な議事の運びに努めたいと思ひますけれども、委員各位におかれましても、ぜひとも御協力のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、着席して運ばせていただきます。

初めに、部会委員の交代がございました。御報告を申し上げます。

漁業者代表の農林水産大臣選任委員の砂山繁委員が交代されまして、今回から金井関一委員に御出席をいただいております。

金井委員、よろしく願いいたします。

金井委員 金井です。よろしく願いいたします。

澁川部会長 ありがとうございます。

さて、本日の部会でございますが、初めに、本部会に係る資源回復計画についての議題がございます。

まずは、新しい魚種別の資源回復計画でございます「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」の作成につきましては、計画内容等の説明を受け、御審議をいただく予定でございます。

続いて、実施中の計画でございます「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」については、計画期間が終期を迎えることになりまして、計画の一部変更について、それから、同じ伊勢湾・三河湾でございますけれども、イカナゴ資源回復計画につきましては、同計画に係る太平洋広域漁業調整委員会指示（案）について、それぞれ取組状況等の説明とあわせて御審議を賜ることになっております。

続きまして、同じく実施中の計画でございます「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画」につきましては、取組状況及び今後の展開方向についての報告があるということでございます。

最後に、本部会の管轄海域にまたがって取り組みが行われております「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」についての御報告があるということでございます。

なお、「マサバ太平洋系群資源回復計画」につきましては、太平洋北部会にかかわるものでもありますために、この後に開催されます第8回太平洋広域漁業調整委員会で報告があるとのことでございますので、念のため申し添えておきます。

それでは、委員の皆様方、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日の部会でございますが、初めに水産庁から、國府資源管理推進室長、これはサワラ関係でございますけれども、瀬戸内海の広域漁業調整委員会の事務局であります、神戸にございます水産庁瀬戸内海漁業調整事務所から堤所長にお越しいただいております。また、独立行政法人水産総合研究センターからは、中央水産研究所の堀川資源評価部長、ほか水産庁関係多数の方が出席をいただいております。

それでは、議事に入ります前に、國府室長、御挨拶の方をよろしくお願いを申し上げます。

國府室長 皆さん、こんにちは。資源管理推進室長の國府でございます。

本来であれば、当課の香川がここに来て皆さんに御挨拶するはずだったのでございますけれども、急な用件が入りまして、くれぐれも皆様によろしくということでございます。

それでは、太平洋広域漁業調整委員会の第 13 回太平洋南部会を開催されるに当たり、私の方から一言、御挨拶を申し上げます。

御高承のとおり、我が国水産資源の状況は、依然厳しいものが多く見られるところでございますが、こういった中で水産資源の適切な保存・管理は、水産物の安定供給並びに水産業の健全な発展という水産業の基本理念を達成するための、まさに基盤となっているところでございます。こういった中、広域漁業調整委員会は、まさに資源回復計画推進の原動力というふうになっていただいているわけでございますが、既に、全国で 32 計画・53 魚種の資源回復計画が実施中ということございまして、残りの 19 計画・23 魚種のうち、2 計画・2 魚種につきまして、太平洋広域漁業調整委員会において御承認について審議されることとなっているところでございます。また、包括的資源回復計画についても、既に 2 魚種・2 計画について実施中ということになっているところでございます。

この第 13 回太平洋南部会におきましても、先ほど部会長から御紹介がありましたとおり、新たな計画でございますところの「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」の御承認について御審議いただきますとともに、平成 14 年度より実施中でございますところの「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」、並びに平成 16 年度より「ヤリイカ太平洋系群資源回復計画」、並びに今年度より取り組んでおりますところの「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」等々の取組状況等につき、この南部会で御審議いただくことになっているところでございます。

さらに、皆様御承知のとおり、本年度につきましては、水産基本法に基づく新たな水産基本計画の見直しの年というふうになっているわけございまして、近々と申しますか、来週にも新たな水産基本計画が閣議決定されるという運びになっております。こういった中でも、資源回復計画を含めますところの資源管理、回復の推進は、非常に新たな水産基本計画におきましての大きな柱の一つというふうになっているところでございまして、これからも引き続き、資源回復計画に直接取り組んでいただいております委員の皆様方の積極的な御協力、御支援をお願い申す次第でございますとともに、資源回復計画の取組

みに向けまして、委員の皆様の忌憚のない、この南部会での意見交換が行われますことを  
お願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうかよろしく願いいたします。

澁川部会長 國府室長さん、どうもありがとうございました。

### 配付資料の確認

澁川部会長 それでは、初めに、本日は議題がたくさんございまして、たくさんの資料  
がお手元に行っているかと思えます。まずは資料の確認を行いたいと思えます。

事務局、よろしく願いします。

事務局（小池） それでは、本日の部会でお配りしております資料の確認をさせていた  
だきたいと思えます。

お手元の方にお配りしている資料でございますけれども、まず、本日の部会の議事次第、  
太平洋南部会の委員名簿、本日の部会の配席図、出席者名簿とございます。

その後が説明させていただく資料でございますけれども、資料 1 といたしまして「太平  
洋南部キンメダイ資源回復計画」にかかわるもの、これが資料 1 - 1、資料 1 - 2、資料  
1 - 3、資料 1 - 4 と 4 つございます。それから、「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁  
業対象種資源回復計画」にかかわる資料、これは資料 2 といたしまして、資料 2 - 1、資  
料 2 - 2、資料 2 - 3 と 3 つございます。それから、「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復  
計画」にかかわる資料、これは資料 3 といたしまして、資料 3 - 1、資料 3 - 2、それか  
ら、「ヤリイカ太平洋系群資源回復計画」の関係の資料といたしまして資料 4、「サワラ瀬  
戸内海資源回復計画」の関係資料といたしまして資料 5、それから、これは本部会で取り  
扱う事項ではございませんので、御説明はいたしませんけれども、県単の資源回復計画に  
かかわる参考資料ということで資料 6 を配付させていただいております。

資料、大変多くなってございますけれども、不足等ございましたら事務局の方までお知  
らせいただければと思えます。

よろしいでしょうか。

澁川部会長 お手元に行っているようでございますので、運ばさせていただきます。

### 議事録署名人の選任

澁川部会長 それでは、これから議事に入らせていただきます。

初めに、後日まとめられます本日の部会の議事録署名人の選出でございます。

これにつきましては、本部会の事務規程第 11 条により、部会長の私から指名をさせていただくことになっております。僭越でございますが、指名をさせていただきます。

都県海区互選委員からは愛知県の吉戸一紀委員さん、それから、農林水産大臣選任委員からは伊妻壯悦委員さんをお願いいたします。

ということで、お 2 人の委員さんは、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

## 議 題

### ( 1 ) 資源回復計画について

#### 太平洋南部キンメダイ資源回復計画について

澁川部会長 それでは、議事次第に沿いまして進めてまいりたいと思います。

議題 1 の「資源回復計画について」に入りたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、本日の部会では、本部会の設置された海域におきまして完結する資源回復計画及び資源回復計画に関連する事項として、本部会の後で開催されます本委員会にお諮りする予定の資源回復計画に係る広域漁業調整委員会の指示、これは、初めて当委員会で扱うこととなりますが、委員会指示の案について説明を受けまして、御審議等をいただくこととしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まずは、新たな魚種別資源回復計画の作成でございます。

平成 17 年 3 月 17 日、ちょうど一昨年の今ごろでございますが、第 9 回の太平洋南部会で計画の作成着手について御了承いただきました「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」について、これまで検討が進めてこられたところでございますけれども、今回、計画案の御審議をお願いしますとともに、計画案の御了承をいただきますれば、この計画の実施にあわせて太平洋広域漁業調整委員会の指示を行うことといたしたいということでございます。

事務局から説明をお願いします。

事務局（加藤） 事務局の水産庁管理課の加藤と言います。

太平洋南部キンメダイ資源回復計画につきまして、私の方から説明させていただきたい



と思います。座って説明させていただきます。

皆さんのお手元にある資料ですが、資料 1 - 1、1 - 2 が資源回復計画に関する資料となっております。資料 1 - 3、1 - 4 が委員会指示、この後審議される予定の本委員会の方ですけれども、その委員会指示の内容となっております。

まず、計画の内容から御説明したいと思います。資料 1 - 2 が本文となっておりますので、こちらの方から御説明したいと思います。

まず資料 1 - 2 の 1 ページ目ですが、資源の現状と資源回復の必要性ということで、キンメダイは、太平洋沿岸から小笠原諸島周辺海域に広く分布しておりまして、主に漁獲しているのは、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県及び高知県の 1 都 4 県で、立て縄漁業やえ縄漁業によって漁獲されているほか、小笠原公海及びその周辺海域では底刺し網漁業等でも漁獲されております。

過去 20 年間の漁獲量及び C P U E の経年変化から見まして、現在のキンメダイの資源の水準は中位で、資源動向は横ばいと考えられております。

次に、2 ページ目に行きまして ( 2 ) の漁獲量の推移と資源回復の必要性。キンメダイの漁獲量の統計値が出そろいました 1976 年の 2,205 トン以降、急速に増大しておりまして、1984 年に初めて 1 万トンを超え、1991 年には 1 万 1,041 トンと過去最高の漁獲量を記録しております。しかしながら、その後は漸減傾向となりまして、2005 年の推定漁獲量は約 6,000 トンということになっております。

現在の資源水準は、先ほど言いましたとおり中位で、資源動向は横ばいと考えられておりますが、これは 1 都 3 県の関係漁業者が長年にわたり資源管理に取り組んできていることによるものであり、漁獲量の推移を見れば、現状の漁獲努力量水準を安定的に維持するための取り組みが重要であります。

このため、現在実施している関係漁業者の取り組みを維持・継続するとともに、漁獲努力量を現状水準で管理することが必要となります。

下の方に、キンメダイの漁獲量の推移ということで、図 2 としてあらわしております。

次の 3 ページ目、4 ページ目につきましては、C P U E の変化をあらわした表となっております。

続きまして、5 ページ目に資源の利用と資源管理等の現状。

関係漁業の現状につきましては、表 1 に掲げているとおりであります。

、漁獲量・漁獲金額につきましては、次のページから、図 8、図 9、それから、表 2

及び表3に掲げております。これを都県別で見ますと、近年におけるキンメダイの漁獲量及び漁獲金額は静岡県が最も多く、千葉県がこれに続いている状況ということになっております。

8ページ目までが、各県別の漁獲数量、金額を表だとかグラフにまとめたものであります。

それから、9ページ目の、漁業形態及び経営の現状であります。沿岸漁業につきましては、主に小型漁船により立て縄漁業の操業が行われている。それから、沖合漁場につきましては底立てはえ縄漁業の操業が行われている。

キンメダイは、比較的魚価も高く、沿岸・沖合ともに、漁業者にとっては重要な漁業対象種となっております。

また、小笠原公海周辺の我が国排他的経済水域では、底刺し網漁業による操業が行われているほか、小笠原公海海域では太平洋底刺し網等漁業、これは大臣承認漁業ですが、これによりキンメダイが漁獲されております。

の消費と流通の現状。平均単価は、キログラム当たり1,000円から約1,100円しております。この金額で順調に推移している。

それから、11ページ目の方で、表6にキンメダイの質、コストの対策及び消費拡大に係る各地域の取組事例ということで表に載せております。このような形で、キンメダイの消費拡大や漁獲物の鮮度向上を目的としたさまざまな取り組みが実施されております。

続きまして12ページ目、3の回復計画の目標であります。2005年の漁獲量推定値ですが、約6,000トンであり、最も漁獲量が多かった1980年代後半から90年代前半の約1万トン台の漁獲量よりは低い水準ということにはなるものの、過去20年間の漁獲量及びC P U Eの経年変化から見て資源水準は中位で、資源動向は横ばいと考えられております。

しかし、公海における太平洋底刺し網等漁業及び底立てはえ縄漁業以外は自由漁業という形になっておりまして、キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくには、漁獲努力量水準を安定的に維持・管理するための取り組みが重要である。

このため、18ページ目以降に一覧表として掲げておりますが、18ページ目以降の別表2に示す関係漁業者によるこれまでの取り組みを継続していくとともに、漁獲努力量の削減措置に示す取り組みを実施することによって、平成23年度までの計画期間中の漁獲量を現状レベル程度以上で維持するということを目指して取り組んでいきます。

12ページ目の下の4、資源回復のために講じる措置と実施期間であります。平成19

年度から平成 23 年度までの 5 年間で、漁獲努力量の削減措置を実施することとしております。

具体的には 13 ページ目の、現在自由漁業となっている立て縄漁業と、知事許可である底立てはえ縄漁業につきましては、各海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等、きめ細かい措置が機動的に講じられております。ですから、これに基づく資源管理の励行に努める。

それから、として底刺し網漁業。これにつきましては、ア、休漁の設定、イ、小型魚の保護、ウ、漁具の制限を行っていく。

それから、14 ページ目に漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置ということで、実効性を確保するために、漁業法に基づく広域漁業調整委員会指示等により適正な規制措置を行うということにしております。

それから、7 番については資源回復措置実施に伴う進行管理。

次の 15 ページ目には、8、その他ということで、今現在、資源加入過程及び系群構造等において知見が蓄積されている。また、キンメダイ操業時にサメ等による食害が生じており、関係漁業者及び水産研究機関による漁業被害防止のための取り組みが実施されております。さらに、各地域で遊漁による漁獲も確認されている。今後、資源状況に変化が生じた場合は、必要に応じて関係者の合意のもとで、資源回復に向けた取り組みを拡大することについても検討していくこととするということにしております。

以下、16 ページ目以降が、底立てはえ縄漁業許可隻数の推移、17 ページが公的規制、18 ページ目が、今取り組んでいる資源管理措置ということになっております。

以上が、資源回復計画の概要です。

それから、皆さんのお手元の資料に資料 1 - 3、資料 1 - 4 ということで、委員会指示の関係の資料をそちらの方に載せております。参考なので、簡単に御説明させていただきます。

資料 1 - 3 の方で御説明させていただきます。

キンメダイをとることを目的とする刺し網漁業につきましては、太平洋の公海においては大臣の承認、また、各都道府県管轄海域においては漁業権または知事許可に基づき営まれている。しかし、これ以外の E E Z 内では、実は自由業として営まれているのが実態であります。このため、今回、キンメダイの資源の管理・回復を図るため「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」の推進にあわせて、この E E Z 内のうち、下記の規制海域にお

いて、キンメダイをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制を委員会において行うものである。

1番で操業の承認。下記(1)の規制海域で、平成19年5月1日から平成20年3月31日までの間で、(2)のキンメダイ底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

それで、規制海域につきましては、下の方の図にあるとおり、北緯35度以南、東経133度以東。

それから、キンメダイ底刺し網漁業。この承認の対象となる漁業としまして、キンメダイ底刺し網漁業、動力漁船により底刺し網を使用してキンメダイをとることを目的とする漁業、ただし、大臣承認漁業及び都道府県知事の管轄に基づく漁業を除く。

承認の対象者につきましては、過去3年以内に、キンメダイ底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶またはその代船を当該漁業に使用する者ということで委員会指示を予定しているということであります。

私からの説明は、以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

資料が、資料1-1から始まって1-4、細かい資料は省かれて、概要で要領よく御説明をちょうだいしたところであります。

内容が2つございまして、1つは新しい計画の作成、いま1つは、この計画に関連して広域漁業調整委員会の指示(案)の説明と、2つ内容がございました。ただいまの説明について、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。いかがでございますでしょうか。

竹内委員 東京海区の竹内でございます。非常に短い時間に回復計画の案をつくられた努力には敬意を表します。

最初にそのことで、15ページのその他のところで、最後にお話になられたのですけれども、「キンメダイ操業時にサメ等による食害が生じており、関係漁業者及び水産研究機関による漁業被害防止のための取り組みが実施されている」ということが書いてございます。

実は、この前、いつでしたか、第10回の南部会で、私の隣におられる磯部委員が、そのとき出た資料に「キンメの捕食者が不明と書いてありますけれども、近来、キンメの捕食者は、イルカ、サメ、バラムツ、これらはキンメを確実にとっております」という発言をしておられます。それで、現実に磯部さんは見ておられるという発言をされて、座長は「これでキンメの食害について少し明らかになりましたね」という発言もしておられます。

これは、議事録に記録が残っていると思います。

そのほか、いろいろなところでイルカの食害の問題が出ております。ですから、さっきのところを書いていないということではなくて、イルカが、やはり害をしているんだということを書き書いていただきたいということを申し上げたいと思います。

それで、ちょっとイルカについて、イルカによるキンメダイ食害防止対策の強化をしてほしいという発言をさせていただきたいと思いますが、座長、続けてよろしいでしょうか。

澁川部会長 どうぞ。

竹内委員 それでは、ちょっと長くなるかもしれませんが、済みません。

澁川部会長 長くならんようお願いします。

竹内委員 わかりました。

この部会の資料をいろいろ調べてみましたら、5回の委員会で、当時の長谷室長の発言の中に、日本海の方の委員会でイルカの食害について議論があったという発言をしておられます。それで、この南部会のイルカについては、9回の委員会では静岡の橋ヶ谷委員、10回・11回は神奈川の磯部委員から、生産現場からの発言がございました。イルカが操業のじゃまをしていると。それで10回の委員会は、先ほど申し上げたとおりです。

それで、11回のこの部会で、「太平洋南部キンメダイ資源回復計画(案)の検討状況について」という資料が提出されました。その中では、「サメ、イルカによる食害防止対策を重要な課題として検討し、可能なものは計画に反映する」というふうに書いてあります。ここでは、ちゃんと「イルカ」と書いてあります。

それから、東京都としては、平成14~15年に「イルカ・サメ対策調査報告」というものが出ております。それから、今年の2月ですけれども、東京都島しょ農林水産総合センター八丈事業所が、引き続いて「八丈島周辺海域におけるイルカ類による漁業被害対策の取り組み」というパンフレットをつくって、漁業調整委員会で報告をいただいております。

それから、神奈川県水産技術センターの研究報告には、秋元氏が「イルカによる操業障害」について触れております。その中で、「立て縄釣り漁業者は、出漁に際して、イルカの出現回数及び漁獲状況の変化を記録し、これにより被害額を具体的に試算していく必要がある」ということも書いております。

それから、昨年、水産庁の管理課資源管理推進室から、いろいろなキンメについての調査が出ております。その中で神奈川県の水産課は、イルカによるキンメダイの被害状況が具体的に記載されております。その報告は水産庁に行っているはずですが、それで、年間

1,000万から1,500万の被害が推定されるということをおっしゃいます。

次いでに申し上げますと、平成17年3月の第8回日本海・九州西広域漁業調整委員会の九州西部会で、佐賀県の宮崎委員の質問に対して、長谷室長は「学术研究の捕獲だとか駆除というものは、全くあり得ないということではない」ということで、当然、資源調査を踏まえての形になるけれども、国の方で特別許可を出すという仕組みもあるんだという発言をおっしゃいます。それについては、県の水産課から水産庁の捕鯨班の方に申し出るように、言った方がいいよという助言をおっしゃられる。

というようなことを踏まえて、イルカがキンメ釣り漁業を壊滅的に破壊しようとしているというふうには私は感じております。それで、この「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」は、漁業者のためではなくてイルカのためにつくっちゃうんじゃないかということになると困りますので、ぜひ「イルカ」という言葉を入れると同時に、イルカによる被害調査について、いろいろ対策、方策を講じていただきたいというふうには考えております。

漁業調整委員会というのは、そんなに働く手足を持っているわけではありませんので、ぜひそういうことをお願いしたいということでございます。

以上です。どうもありがとうございました。

澁川部会長 どうもありがとうございました。

事務局から、何かありますか。

要すれば、15ページのところは、サメよりも、むしろイルカにウエートがかかったような実態ではないかと、こういう提言も踏まえ、これまでの議論の経過もお話いただきました。そういう意味からすると、事務局、ここは適宜といいますか、竹内委員のお話をいただいて整理をするべきであろうということですね。よろしいですか、竹内委員。

竹内委員 はい。結構です。

事務局（小池） 部会長、ちょっといいですか。

澁川部会長 どうぞ。

事務局（小池） せっかくの御発言がございましたので、ちょっと私の方から説明させていただきたいと思いますが、我々は、この計画をつくるに当たって漁業者協議会を開催し、また、今竹内委員の方からもお話があったとおり、南部会においても、サメ並びにイルカの食害防止について御発言があった。十分、それは私どもも承知しております。

ただ、一方で、サメ・イルカ対策というのは、例えば海底耕運とか有害生物駆除という中でも、それを駆除することによって資源回復を図るという性格よりも、どちらかという

と、今御発言にあったとおり、操業のロスとか、操業上の支障を防止するという面が強いのではないかというふうに思っております。資源回復計画を作成するときに、どういうところに書こうかという苦心をして、今日、御説明したような形にしたわけでございます。

また、計画に書く、書かないとは別に、サメ・イルカについては、御紹介いただいたとおり、私どもの方で調査をさせていただいたり、また、この前、関係県でお集まりいただいたときに情報提供させていただいたりということで進めてまいっておりますので、この計画をきちっとこれから、作成について御了承をいただいた上ですけれども、きちっと進めていく上で、この課題につきましても、資源回復計画に密接な関連がある事項であるという認識のもとで、着実な計画の推進について、関係県とも協力しながら進めていきたいと思っております。

竹内委員 ありがとうございます。

イルカを1匹やっつけたからというのではなくて、漁獲努力量の削減措置をきちんとして、例えば小さいものをとらないとか、いろいろなことをやることの方が、確かに、資源を増やすことは事実と認めます。

けれども、イルカというのは、漁業がなくなったら魚がいたってしょうがないわけですから、その辺のところは、ぜひよろしく申し上げますということを申し上げて、私はこれで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

澁川部会長 どうも済みません。何か早く、事務局から意見がないという感じがあったものですから、私がやや先行しましたけれども、事務局から明快な意見が出ましたから、その方向で扱わせていただきます。

さて、ここに至るまでの間、千葉県さんの御対応がいろいろございましたね。ということで、外記さん、ぜひ何か一言。

外記委員 私も、キンメダイというのは根魚というふうに考えておりましたけれども、勝浦沖の千葉県の小型船がずっと放流しておりまして、大変広域で、高度な回遊をする魚ということがはっきりいたしました。

それで、千葉県でも関係漁業者が総力を挙げまして、現在、水産庁で計画をしておりますキンメダイの資源回復計画に賛成をするという結論になりましたので、御報告を申し上げます。

澁川部会長 ありがとうございます。正式に千葉県さんが御参加いただいて、この計画の立案に至ったということでございます。

ほかに、どうぞ。

磯部委員 神奈川県磯部です。先ほど、竹内委員からサメ・イルカの駆除に対する発言、私も賛成でございます。

とにかく、この間の委員会でも静岡の人が、サメ・イルカその他のキンメに対する駆除の方法が少な過ぎるんじゃないかという意見が出ました。やはり、私たちは現実にキンメを三宅島、八丈島、大島へ行ってとっておりますが、実際のことを言うと、これは何回も言うことですが、三宅島まで6時間かかっていって、イルカが2～3匹いると、その日は全然だめなんです。現在でも、そういう事態が生じております。せっかくイルカがいなくてキンメが釣れているなと思えば、下でサメがとったり、やはり莫大なサメ・イルカが増えるばかりで、日夜、操業に対して困っている次第でございますので、何か、この前、私があれしたよりも、だんだん議題としては低くなっているような気がしてしょうがないんです。

ここでも、その他ということですが、何か、だんだん低くなるような気がしてしょうがありませんので、水産庁の方もよろしく、これからもっととりあげて、いろいろないい方法を持っていてもらいたいと思います。

澁川部会長 ありがとうございます。

外記委員、どうぞ。

外記委員 漁場によって、イルカ・サメ、いろいろ違うと思いますけれども、勝浦沖は、ネズミによる立て縄を切られる被害が非常に多ございます。それで、集団で船がサメ釣りをやっております、今年は、確か370本位揚げておりますし、一昨年は1,200本位、ネズミザメを実は揚げております。恐らく、イルカの場合には波紋になるということで、イルカが上で活動している時には、キンメ自体も、ほとんど餌につかないという傾向があるようです。問題は、イルカ自体が法律によりまして、増えても増えても獲れないというふうな日本の海の問題がありますから、その辺も恐らく、今、東京都の竹内委員、あるいは神奈川の磯部委員から話が出ており、サメ等と書いてありますから、「等」というのは、サメとイルカを表現した「等」だと思いますけれども、これは、はっきり「イルカ」としてやって、今後、やはり関係漁業者あるいは水産庁で、イルカ・サメの食害について研究する、それで対策を立てるといふふうにしたらいかがでしょうか。



澁川部会長 難しい御意見でございますけれども、どうぞ。

國府室長 先ほどから、キンメダイについては、イルカ・サメの駆除という形で御意見をいただいているのは重々承知しております。ここは、ちょっと整理しておきたいんですけども、サメ・イルカ対策につきましては、先ほど、うちの小池から言ったとおりですが、具体的な手段という話になれば、いわゆるサメ・イルカ等の有害生物に対する対応というのは、実は平成 17 年度までは国の方で対応は可能だったんですけども、この有害生物の対策というのは、各都道府県に税源移譲された関係で国には手段がなくなったということなんです。

それからもう1つ、サメにつきましては、こういったことから、一部の地域で、実は取り組みが実施されている。ただ、イルカについては、先ほどの駆除という線はないわけではないですけども、現実的な話としては、国内外でいろいろな問題がございまして、現実的な対応といたしましては、イルカを寄せつけない技術の開発といったものが、現実的な対応ではなかろうかというふうに考えております。こういった技術が米国等で開発されているという話もありまして、実は行政連絡担当者会議等を通じまして、あるいは漁業者協議会等を通じまして、こういった技術がありますというようなことで、連絡会みたいなものを立ち上げて、そういった技術の情報を流していきたいというふうに考えておりますし、こういったことで、その他でございますけれども、サメ等の食害対策ということで資源回復計画の中で位置づけさせていただくことによりまして、税源移譲で県の方に移りましたと言いましたが、強い水産業交付金というお金がございまして、この中で対策費を講じられないこともない。ただし、これは県からのプロポーザルがないと、なかなか講じられないという話があって、どうしても交付金の活用は県が主体になってしまうんですけども、そういったことで、関係県の協力が不可欠であるというような認識に立って、我々としては関係県とも連絡し、情報提供等、できるところは対応していきたいと考えておりますので、どうか御理解をいただければというふうに考えております。よろしく願います。

澁川部会長 要すれば、取り組みにはさまざまなものがあるということなんですよ。したがって、「駆除」という言葉がダイレクトに使えないという中でこの制度をどうするかということでありますが、今、小池班長や國府室長が言いましたように、それなりの被害が出ていますけれども、現在の中で対応できる限界を最大限とらえて、ここに記載して、それで取り組みにさまざまな幅がある中で対応していこうということでございます。

竹内委員 その他のところに「駆除」という言葉が入っていませんね。

澁川部会長 取り組みに幅があるという話の中で御理解を賜ればということでございます。

竹内委員 ですから、入れてもいいんじゃないですか。

澁川部会長 取り組みという中でお考えいただくという話で、そこは明記できないという事務局の苦心の策でございますれば、よろしく御理解を賜りたいということでございます。

ほかに、ございませんか。

外記委員 実は、公海の底立て刺し網漁業、これは実際にやっているみたいですが、今のナイロンの網を使って深海のキンメを獲るということは、釣りをやっている船については、非常に脅威だと思います。

したがって、今やっております広域委員会指示によりまして、恐らく実績算で縛って、それ以上増やさないということだと思えますけれども、その点は、非常にありがたいのですが、例えば台湾とか韓国が来た場合にはどうなるんですか。それを教えてくださいませんか。委員会指示で縛れなくなるのですかね。

國府室長 公海に外国漁船が来た場合の縛りですか。

残念ながら国際機関 非常に問題になれば、国際機関で問題にするという話もあるのだと思うんですけれども、現在のところ、公海で、国連の決議上、大規模な流し網はだめだとか、そういう話は引っかけられますけれども、外記委員さん、御指摘の底立てはえ縄を仮に公海でやったとして縛れるかといったら、当然、我々の委員会指示が外国船に行くわけでもないものですから、今のところ、公海で外国漁船があったときにペナルティと申しますか、そういう話はなかなか難しいかと思えます。

ただ、今のところ、幸いにも外国漁船は来ていないというふうには聞いておりますけど。

外記委員 ただ、非常に単価のいい魚でございますので、将来、そういうことがあるかもしれないのでお尋ねしているわけです。

國府室長 もちろん、将来そういったことになって、非常に資源に悪影響が出て、例えば公海漁業についての話し合いの場もございますので、そういったところで、資源の枯渇が非常に危ぶまれるような話になれば、そういった場で話し合うということも将来的には考えられるとは思いますが。

外記委員 分かりました。

澁川部会長 それでは、御意見がたくさん出ました。

ということで、ほかにも議題がございますので、申しわけございませんが、「太平洋南部のキンメダイ資源回復計画」及び「同計画に係る太平洋広域漁業調整委員会指示第1号の案」につきまして、ただいまのような御意見と事務局の答弁を重ねて、本部会として了承するというようにしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川部会長 ありがとうございます。

計画につきましては、今後、事務手続がございまして、部分的な修正、文言の訂正等につきましては私に御一任をいただきたいと思っております。

それでは、「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」について、本部会として了承することといたしまして、また、太平洋広域漁業調整委員会指示第1号（案）につきましては、本部会の後に開催されます第8回の太平洋広域漁業調整委員会にお諮りいたすこととさせていただきます。

事務局においては、本計画の公表に係る事務手続を進めてください。

なお、事務手続が済めば、水産庁のホームページに計画本文が掲載されるとのことでございます。

関係者の皆様におかれては、これまで計画づくりに大変な御努力を賜りましてありがとうございました。これからは計画の実施ということになります。取り組みが着実に進みますよう、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

#### 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について

澁川部会長 それでは、次に運ばせていただきます。

伊勢湾・三河湾にかかわります案件が2つございます。初めに「小型船底びき網漁業対象種資源回復計画」についてでございます。

前回の部会におきまして、事務局から、計画期間を平成23年度まで延長するとともに、内容について見直しを行いたいという説明がございました。その後、検討が進んだようでございます。今回、その検討結果を踏まえて計画の一部変更を行いたいということでございます。

計画に基づく取り組みの実施状況等とあわせて、事務局から説明をお願い申し上げます。

事務局（小池） それでは、「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」について御説明させていただきます。

お手元にお配りしている資料は、資料2としまして、資料2 - 1、2 - 2、2 - 3とございますけれども、本日は、2 - 3の計画の一部変更について御審議をいただきたいというふうに考えてございますが、その前に、これまでの取組状況とあわせて、また今回の見直しに当たったの検討状況についても御説明をさせていただきたいと思っております。

資料2 - 1をごらんください。

まず、現在行われている資源回復計画について、1番のところでもとめてございます。この計画につきましては、平成14年8月13日に公表されたものでございますけれども、伊勢湾・三河湾内の小型機船底びき網漁業の漁獲量が漸減傾向にあることから、当該漁業において重要な漁獲対象魚種であるトラフグ、マアナゴ、シャコ、この3魚種について資源の回復、具体的には漁獲量の増大ということを目標に、小型魚の水揚げ制限等による漁獲努力量の削減、それからトラフグの種苗放流、海底清掃による漁場環境の改善というものに取り組むという内容になっております。

また、資源回復計画の対象魚種でありますトラフグ、マアナゴ、シャコにつきましては、湾内の小型機船底びき網漁業以外の漁業でも漁獲されておりますので、まず最初に、湾内の小型機船底びき網漁業が取り組みを開始し、その後、それら関連する漁業についても取り組みに参加していただくということを検討していきましょうということでスタートいたしました。

その後の状況でございますけれども、資料2 - 2の1ページ目をごらんいただきたいと思っております。これが、今申し上げた計画の中に盛り込まれております具体的な内容でございます。漁獲努力量の削減措置として小型魚の水揚げ制限、漁具の改良、シャワー設備の導入、休漁期間の設定、それから、トラフグの種苗放流、休漁と組み合わせた漁場環境の改善ということでございまして、その実施状況につきましては、一番右の欄に書いてございますけれども、平成14年度から、順次取り組みが開始されているという状況でございます。

また、先ほど申しましたとおり、これらの魚種をとっているほかの関連漁業につきましてはでございますけれども、平成16年12月2日付で計画の一部変更を行いまして、アナゴ籠の方々にも御参加をいただき、小型魚の水揚げ制限措置を開始していただいております。

このような取り組みを行ってきたわけでございますけれども、残念ながらといいますか、取り組みが始まって、14年からすぐスタートしたもの、また16年からスタートしたもの、17年からスタートしたものといういろいろあるわけでございますが、漁獲量につきましては、なかなか、全体的に見れば回復の基調が見られないという状況でございます。その状況につきましては、資料2-2の4ページに整理させていただいております。こういった状況で、なかなか漁獲量の回復傾向というのは認められていないわけでございますけれども、ただ、一部の地域、愛知県の豊浜という小型機船底びき網漁業の大きな基地がございますが、そこでは、目標である数字を上回るまで漁獲量が増大しているといった明るい兆候も近年見られるようになっております。

こういった状況を踏まえて、これからどうしていこうかと検討してまいりました。その上で、今の計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、14年に計画が策定された後、順次取り組みが開始されまして、16年度からはアナゴ籠漁業による取り組みも始まりました。こういった中で、まだ資源回復のための措置が講じられてから期間の短いものもあるし、全体として資源回復傾向が、必ずしも認められている状況ではないけれども、一部の地域では、今申し上げたように漁獲量は増大してきている。こういう状況を踏まえて、さらに計画期間を延長して頑張っていこうということになりました。

資料2-1の2ページ目をごらんいただきたいと思います。そういったことで、昨年来からずっと検討してまいりまして、まず計画期間でございますけれども、平成14年から18年ということで始めてまいりましたが、あと5年延長して、23年度まで取り組みを続けていこうということでございます。

また、資源回復の目標についてでございますけれども、全体的に見れば、まだ資源回復の効果が必ずしも認められている状況ではないわけでございますが、一部の地域では水準を上回っているというようなことも踏まえて、引き続き、今の計画目標を堅持して、さらに取り組みを進めていこうというふうに考えてございます。

具体的に、今後5年間どうということをやっていくかというのが、あちこちに資料が行って申しわけございませんけれども、資料2-2の2ページ目、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網対象種今後の取り組みということで、後半と書いてございますが、23年度まで、こういった取り組みを行っていこうというものをまとめたものでございます。

現在行っている小型魚の水揚げ制限等につきましては、引き続き実施していく。

また、前半の計画にもあったんですけれども、未着手になっている漁具改良については、

アナゴ罾漁業も含めて、また具体的に期間を 21 年度というめどを立てて、これにも積極的に取り組んでいこうということになっております。

それからシャワー設備、これについては、既に平成 15 年度に導入されているわけですが、もちろん、この設備を引き続き活用しながら、より効果的な活用方法、例えば操業時間帯を検討するとか、海域を検討するというところでございますが、そういったことも検討していこうということ。

それから、休漁期間については、2 月休漁ということで、海底清掃とあわせてやってもらったわけですが、今般、伊勢湾再生行動計画という、後ほど説明しますが、環境改善の取り組みというものがスタートするということでございますので、それらも連携した休漁、それから、休漁とあわせた漁場環境の改善といったものにも取り組んでいこうということにしております。

それからもう一つ、計画のところでも御説明しましたけれども、この 3 魚種を漁獲しているほかの関連漁業につきましても、今回、計画期間を延長するというので、この計画に御参加いただくということで調整が整っております。

具体的には、資料 2 - 2 の 2 ページ目の 1 の にございますけれども、マアナゴのところで、マアナゴの仔魚、ノレソレと言われておりますが、その採捕目的とした操業の禁止といったものを新たに追加することといたしました。

また、そのほかの関連漁業につきましても、1 枚めくっていただきまして資料 3 ページ目でございますけれども、これは 10 月にもちょっと御説明させていただきましたが、トラフグについては、伊勢・三河湾外の海域においては、ふぐはえ縄漁業において漁獲されているわけでございます。この表にお示ししたとおり、愛知、三重、静岡各県が、既に資源管理計画等を策定されて、また、その 3 県協定などによって連携を図りつつ取り組みを行っていただいているわけでございますけれども、こういったものも計画に盛り込んで、引き続き、着実な推進を図っていただこう。

それから、湾外で操業する小型機船底びき網漁業、通称「外底」と言われておりますけれども、この漁業におきましても、伊勢湾と連携した小型魚の再放流の取り組みを新たに実施していただくとともに、産卵親魚保護対策等についても御検討を開始していただくということになってございます。

後半部分については、今やっている湾内の小底の取り組みの見直しと、それから、関連漁業についても、資源回復計画の中で位置づけて取り組みを行っていただくという大きな

2つの方針のもとに検討を進めてまいったというところでございます、これらの具体的な内容を反映いたしまして、今回、御審議いただきたいのは2 - 3の計画の一部変更についてでございます。

資料2 - 3をごらんいただきたいと思います。ここに、3番として「資源回復の目標」というものがございますけれども、右側が現行で、左側が改正案ということでございます。現行では当面の5年間ということで、平成18年度までの取り組みということになっておったわけでございますけれども、これを平成23年度まで延長させていただき、それから、目標値につきましては、先ほど、若干の御説明をしましたけれども、25%程度の増大というのは維持しつつ、一部の地域では、既にこの水準を超えているところもございますので、「さらに回復が見込まれる状況が認められた際には、より高い水準を目指す」という一文を加えるという変更を考えてございます。

それから、4の(1)のところでございますけれども、これも「当面の間」となっていたところを「平成23年度まで」ということで5年間の延長をする。

それから、次のページに行きまして、これは小型魚の水揚げ制限のところでございますけれども、トラフグ、マアナゴにつきましては、今までどおり、引き続き行っていただく。あわせて、先ほど申しましたとおり、マアナゴにつきましては、マアナゴの仔魚(ノレソレ)を採捕目的とした操業の禁止をイカナゴ船びき網漁業等の関連漁業において実施していただくということを新たに盛り込んでおります。

それから、未着手になっていた漁具の改良のところにつきましては、小型機船底びき網に加えて、アナゴ籠を加えた中で、網目の拡大について、平成21年度を目途に着手するという整理しております。

それから、シャワー設備の導入のところにつきましては、現在、既に導入されているシャワー設備を活用しつつ、よりシャコ資源の保護効果を高めるための操業時間や海域等の検討をしていこうということになってございます。

それから、休漁期間の設定につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます、またあわせて、統一した週休日の設定についても検討・協議をするという形に整理しております。

それから、資源の積極的な培養というところがございます。先ほど、ちょっと説明を省いてしまいましたが、3県でトラフグの種苗放流が行われているわけでございますけれども、本年度から、3県が連携して海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に取り組んでお

られますので、それについてもここで盛り込ませていただくということでございます。

それから、まためくっていただきまして、最後、8のところでございますけれども、これは関連漁業に関するところでございます。右側は現行でございますけれども、小型機船底びき網によるトラフグ、マアナゴの資源管理措置に関する取り組みを実施した後、関連漁業、フグはえ縄、外海底びき、船びき等について、順次、取り組みの追加を検討するというふうになっておったわけでございますが、先ほど申したとおり、船びき網漁業におかれましては、ノレソレを目的とした採捕を禁止するというので、4のところを追加させていただきまして、また、フグはえ縄、外海底びきにつきましては、取り組みを行うのが計画対象外の海域である。要するに、湾外であるということもございまして、この8のところを整理をさせていただいております。外海底びき網漁業におきましても、伊勢湾と連携した小型魚の水揚げ制限を実施する。また、トラフグ産卵親魚保護策の新たな取り組みについても検討を協議する。

また、フグはえ縄につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在、既に資源管理措置は講じられておりますので、それについて、ここに盛り込んで着実に実施していただく、必要に応じて、関係漁業者の協議に基づき、適宜、見直しを行いつつ継続するという形で盛り込ませていただいております。

ちょっと早口なところがあって、飛ばしてしまったところがあるかもしれませんが、今回、この2 - 3でお示したような計画変更を行いまして、今後5年間、資源回復に向けて、引き続き努力をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

澁川部会長 事務局、ありがとうございました。

2番目の議題でございます「伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網漁業の対象魚種」についての回復計画でございます。計画期間の延長、それから内容の見直しということで、今後取り組みを進めていこうということでございますが、御意見はございますでしょうか。

ございませんか。それでは、計画の一部変更について、本部会として了承することといたしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川部会長 ありがとうございます。

あわせて、今後、事務手続でございます。ここも、手続上、部分的な修正が出ましたら私に御一任をちょうだいしたいと思います。よろしいでしょうか。



〔「異議なし」の声あり〕

澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局においては、計画変更に係る諸手続を進めてください。

関係者の皆様におかれましては、これまでも計画の着実な実施について大変御努力をいただいております。これからも引き続き、よろしく願いを申し上げます。

### 伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画について

澁川部会長 3番目の議題に相なります。伊勢湾・三河湾でございますが、今度は「イカナゴの資源回復」計画でございます。この計画は、昨年10月に開催されました前回の本部会において御了承いただきまして、平成18年11月10日に公表されて計画が実施中でございます。

取組状況の報告に加えまして、今回、この計画に係る太平洋広域漁業調整委員会の指示を行うということにつきまして御審議をいただきたいわけでございます。

事務局より説明をお願い申し上げます。

事務局（小池） それでは、「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」について御説明をさせていただきます。資料は、資料3-1、資料3-2でございます。

今、部会長から御紹介いただいたとおり、この計画につきましては、昨年10月に開催いたしました前回の部会で計画の御了承をいただいたところでございますけれども、計画策定後、初めてのイカナゴ漁期というのが始まってございますので、まず最初に、計画の概要と現在の状況について御説明をいたしたいと思っております。資料3-1でございます。

この計画につきましては、伊勢・三河湾は、我が国におけるイカナゴの主要漁場になっているわけでございますけれども、年間の漁獲量が、極めて大きく変動しているという状況でございます。このため、これまでの自主的な資源管理措置も踏まえて、漁獲水準を高位で安定させるための取り組みを行い、漁獲物の安定供給及び漁獲経営の安定化を図るということを目的に計画をつくらせていただいております。

対象の漁業は、愛知県、三重県のイワシ・イカナゴ船びき網漁業、イカナゴ船びき網漁業、ぱっち網漁業等ございまして、具体的には、2番に掲げております終了時残存資源尾数の確保、これは取り残し尾数を20億尾残しておこうということ、それから、保護区の設定、保護育成期間の設定、こういった3つの取り組みを行うことによりまして、イカ

ナゴの初期資源尾数を高位で安定させようというものでございます。

この計画に基づきまして、今 19 年度漁期が 2 月 25 日から始まってございます。今年 19 年の初期資源尾数については 250 億尾というふうに推定されておりまして、漁期開始後、これは 3 月 9 日時点でございますけれども、1,300 トンの漁獲があり、残存資源尾数は 180 億尾というふうに推定されております。

初期資源尾数の発生状況等から見て、平成 15 年と同様の傾向が認められることから、最終的には 5,000 トン程度の漁獲及び資源回復計画に基づく取り組みでございますけれども、20 億尾以上の残存資源尾数の確保は認められる状況というふうに聞いてございます。

1 枚めくっていただきまして、そういった状況を踏まえまして、繰り返しになりますけれども、計画に基づく 3 つの取り組み、20 億尾以上の残存資源尾数を確保するための終漁日の決定、それから保護区、伊勢湾口部周辺海域を考えてございますけれども、保護区の設定、それから操業期間中の保護育成期間の設定につきましても、取り組みを今後行っていくという運びになっております。

ただ、これらの取り組みにつきましては、ここにも書いてございますけれども、愛知県、三重県の水産関係機関の情報をもとに関係漁業者が協議を行って、柔軟に運用していこうということになってございますので、今後も、現地の状況を踏まえつつ、適切な取り組みの実施について、関係漁業者さんが一体となって取り組んでいっていただこうというふうに考えてございます。

今、こういう状況でございますけれども、今回、この計画の実施にあわせて広域委員会指示を考えてございます。これは、この後開催されます本委員会で御審議をいただくものでございますけれども、その概要について御説明をさせていただきます。

先ほど、資源回復計画の取り組みは 3 つあると申し上げましたけれども、その中の骨格となる取り組み、これは終漁時残存資源尾数の確保ということでございますので、これに関する漁業法第 68 条に基づきます広域委員会指示をこの後の委員会にお諮りしたいと考えてございます。

具体的な委員会指示の案は、資料 3 - 2 のとおりでございます。まずイカナゴ漁業、実際に資源回復計画に参加していただいている漁業者の方々の定義、それから、イカナゴ残存資源尾数、愛知県及び三重県の海区におけるイカナゴの当歳魚の尾数ということで、1 番は定義ということでございますけれども、実際には操業期間の制限ということで、20 億尾を取り残すための措置として、まず 20 億尾を下回ると認められる日を定める。その日

を定めたときは、遅滞なく当該日から 11 月 30 日までの間、イカナゴの採捕を目的とした操業を禁止する旨通知する。その通知があった場合には、イカナゴの採捕を目的とした操業を行ってはならないといった指示を考えております。

この海域につきましては、皆さん、よく御承知のとおり、長年にわたりまして関係漁業者の方々が、この残存資源尾数の確保も含めた取り組みをやっておられるということで、何も委員会指示を行わなくても、きちっとした取り組みが行われていくということは、十分、担保できるとは考えてございますけれども、今回、資源回復計画という新しい形でスタートした、その初めての漁期を迎えたという契機として、今回、委員会指示を行うということで関係漁業者さんの御了承を受けております。これにつきましては、この後の委員会にお諮りしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

澁川部会長 ありがとうございます。

今年の 2 月 25 日にイカナゴの漁期が始まりまして、資源回復計画に係る取り組みが、まさに、ただいま始まったという段階でございます。これにあわせて、ただいまの委員会指示、これは 2 つ目でございますが、説明があったわけでございます。ここに至るまでの間の漁業者と試験場等々の長年にわたる御努力の結果が、かような信頼関係を構築するということだったということで、大変な御努力の結実がこういう形になったということだろうと思っております。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がもしございますればちょうだいいたしたいと思いますが、いかがでございますか。

どうぞ。

迫間委員 三重県の迫間でございます。

イカナゴ資源回復計画については、親魚のより確実な確保や多くの設定などを行うことで、これまでより安定的な漁業生産ができるよう、試験場の協力を得ながら、三重県・愛知県両県の漁業者で計画の推進について努力していきたいと考えております。

また参考ですけれども、今年のコウナゴ漁は 2 月 25 日の解禁日が、悪天候により 27 日に解禁され、解禁後 4 日間の漁獲量は 550 トンと、豊漁であった昨年を下回りましたが、漁獲金額は 1 億 6,000 万円と、昨年をやや上回っていると聞いております。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。順調に進むことを願っております。

ほかに、ございませんでしょうか。

どうぞ。

吉戸委員 愛知県ですけれども、20億尾の終漁には漁業者も同意しておりますので、全く問題ありません。よろしくをお願いします。

澁川部会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでございますか。

かように、具体的な資源尾数というのが数字として明記されまして事柄が運ぶという大変な計画でございますが、もう皆さん、御案内と思います。ここは、かねてより、この取り組みで日本列島に名をはせているところでございますけれども、いよいよかような形になったということでございます。

それでは、ほかにございませんようですから、「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」に係ります太平洋広域漁業調整委員会指示第2号の案を本部会として了承いたしまして、本部会の後に開催されます第8回太平洋広域漁業調整委員会にお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る太平洋広域漁業調整委員会指示第2号の案を、本部会の後に開催されます第8回の本委員会にお諮りすることとさせていただきます。

#### ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画について

澁川部会長 それから、4つ目の議題でございます。実施中の計画でございます「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画」についてでございます。取組状況に加えまして、今後の展開方向についても報告があるとのことでございます。

事務局よりお願いいたします。

事務局（小池） それでは、「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画」について御説明をいたします。資料は4でございます。

まず、計画の概要が書いてございます。この計画につきましては、平成16年11月4日に公表させていただいたものでございますけれども、太平洋南部海域において操業する2

そうびきの沖合底びき網漁業にとって重要な漁獲対象種となっているヤリイカについて、近年の漁獲状況が非常に低い水準で推移していることから、2に掲げます減船等の漁獲努力量削減措置に取り組み、資源の回復を図るというものでございます。

また、この計画につきましても、ヤリイカ太平洋系群、これは非常に広範囲に分布している資源でございますので、今申し上げました太平洋南部海域で操業する沖合底びき網漁業さんだけではなく、必要に応じて取り組みの拡大についても検討していくということになってございます。

取り組みの実施状況につきましては、3にありますとおり、減船が既に実施されております。

現在の状況でございますけれども、この太平洋南部の資源回復計画については、漁獲量の回復ということを目標に取り組んでいるわけでございますが、2003年の211トンから、2004年には81トン、2005年には166トンという形で、漁獲努力量自体削減しておりますので、こういった形で漁獲量は推移してきたわけでございます。今年につきましては、まだ漁期の途中ではございますけれども、現在、2月末までで172トン漁獲があって、久しぶりにいい状況であるというお話を伺っております。昨年10月の部会でも、水産総合研究センターさんの方から説明がありましたけれども、センターさんの方の調査で、久しぶりに幼イカ、こどものイカが試験びきで入ってきたという御報告がありましたが、それが漁獲の方に反映して、明るい兆しが見える状況になっているという状況でございます。

現在の取組状況については、以上でございますけれども、1枚めくっていただきまして、今後の展開方針というところをごらんいただきたいと思います。先ほどもちょっと触れましたけれども、本計画におきましても、ヤリイカ太平洋系群については、非常に広範囲に分布する資源であるということから、資源回復へ向けた取り組みを太平洋南部海域から太平洋中部海域などへ拡大することについても検討していくこととするというふうに書かれてございます。

そこで、いろいろこれまで検討を進めてまいったわけでございますけれども、今般、同じヤリイカ太平洋系群を重要な漁獲対象種としております愛知県の小型機船底びき網漁業につきましても、ここの参考の表にお示しするとおり、やはり近年、漁獲量が減少傾向にあるということから、この計画に参加をして、保護区の設定等の資源回復計画のための取り組みを行っていかうということで、実は検討・協議が続けられている状況でございます。

この後、さらに詳細な検討等を踏まえて、関係漁業者の皆さんの合意形成がなされれば、

早ければ次回の部会で、愛知県の小型機船底びき網漁業さんに参加いただく上での必要となる計画の一部変更を御審議していただく予定としております。

また、あわせて計画期間の延長、または計画目標についても検討してまいりたいと思いますので、これらの状況につきましては、また次回部会で御報告ということになるかと思えますけれども、このような状況にあるということで、現状の説明ということで御説明させていただきます。

以上でございます。

澁川部会長 ありがとうございます。

取り組みの対象範囲、愛知県の海域で操業する小型機船底びき網漁業を追加するという方向での御検討が進んでいるようでございます。

ただいまの説明で、何か御意見はございますでしょうか。

宮本さん、何かありますか、進捗状況で。

宮本委員 ヤリイカの太平洋系群南部の関係漁業者ですけれども、今、説明がありましたように、今年漁獲量、この資料によれば 172 トンとなっておりますが、私の方の調査では、約 200 トンを若干超しているのではないかというぐらいの漁獲量がありました。1年だけの漁獲量アップで、すぐに短絡的に資源が回復したという見方は、若干乱暴かもしれませんが、過去 2003 年だったですか、2 統の減船事業というのが、やはり資源回復というか、今年獲れた要因の一つになっておることは確かじゃないかなと、そのように思っております。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまは経過の報告でございました。

#### サワラ瀬戸内海系群の資源回復計画について

澁川部会長 次に、資源回復計画に係る最後の議題ですけれども、「サワラ瀬戸内海系群の資源回復計画」についてでございます。

この計画につきましては、瀬戸内海海域での取り組みと私ども隣接海域として呼応する

形で、本部会の管轄海域が紀伊水道の外域及び宇和海の海域におきまして取り組みが行われております。主体は瀬戸内海の海域での取り組みでございますので、これまで瀬戸内海広域漁業調整委員会が、和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会及び愛媛県の海区漁業調整委員会と密接な連携を図りながら、適切に計画の実施がなされているところでございます。

本部会に対しては、必要に応じて状況報告をいただくということになっておりますが、前回の部会の際に、事務局の方から、計画期間を平成 23 年度まで延長することが瀬戸内海広域漁業調整委員会です承されまして、本年 3 月に計画変更を行う予定という御紹介があったわけでございます。

本部会に先立って、3月6日に第 14 回瀬戸内海広域漁業調整委員会が開催されております。その状況について報告をちょうだいしたいと思います。

本日は、瀬戸内海広域漁業調整委員会の事務局がございまして瀬戸内海漁業調整事務所から堤所長さんにお越しいただいておりますので、説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

堤所長 瀬戸内海漁業調整事務所の堤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、御説明がありましたように、3月6日に開催されました第 14 回瀬戸内海広調委におけます「サワラ資源回復計画変更の検討状況」について、瀬戸内海広調委の事務局から御報告申し上げたいと思っております。資料は5でございます。これをごらんください。

サワラの計画につきましては、今年度までということになっておりますけれども、前回のこの部会におきまして、「サワラ 2 期計画の骨子」ということで御説明しましたとおり、水産研究所による資源評価、そして資源予測等を踏まえますと、現在実施しております漁獲努力量削減措置の維持が不可欠であり、サワラ資源回復計画の実施期間の延長、2 期計画の実施ということになるわけですが、これを行う必要があることから、資源回復措置の具体化の検討を進め、計画の一部改正案を取りまとめたところでございます。

まず、4 ページ目をごらんいただきたいと思っております。この 4 ページの中の 3 のところの資源回復の目標と 4 の資源回復のために講じる措置と実施期間についてでございますけれども、実施期間につきましては、これまで 14 年度から 5 力年の取り組みということでございましたが、これを平成 14 年度から平成 23 年度までということで 10 年間の取り組みに改めてございます。

また、資源回復計画の目標につきましては、資源量を平成 12 年の 1.2 倍に増加させるという目標に対しましては、平成 18 年の資源量は 2,242 トンということで平成 12 年の

1.5 倍でございます。というふうに予測されておりまして、目標を上回る見込みでございますけれども、資源動向につきましては、平成 15 年を境に平成 16 年以降、資源量が減少傾向となっておりますので、安定した回復傾向に達しているとは言いがたい状況でございます。このために、資源の減少を食いとめた上で安定した回復傾向にしていくことを目標に取り組みを進めたいと考えております。

なお、資源量の将来予測につきましては、4 のところに示しました資源回復措置によって、平成 23 年の資源量は、基準年である平成 12 年の資源量に対しまして、最大 65% 増加するというように予測しているところでございます。

これらの資源回復目標を達成するための措置としまして、5 ページに示しておりますとおり、漁獲努力量削減措置及び種苗放流を主とした資源の積極的培養措置を実施することとしているところでございます。

まず、漁獲努力量削減措置につきましては、2 期計画の骨子におきましては、サワラ流し網の網目規制でありますとか、ひき縄等におけますサワラを目的とした操業の禁止、また、はなつぎ網等の漁獲量制限につきましては、継続を実施するということとしておりましたけれども、サワラの流し網の休漁期間につきましては、一部調整中でありましたので、今後、調整をすることとしておりましたが、いろいろ調整の結果、5 ページにあります各海域別、漁業種別規制措置、これが表に載せてあるんですけども、これにございませんとおり、現行の取り組みと同様の内容で継続することで関係漁業者等の合意が得られたところでございます。

なお、この部会に係る海域につきましては、5 ページの下の方に書いてあります表に、瀬戸内海に隣接する海域における規制措置ということで記載されておりますとおり、現行と同内容で継続ということでございます。

次に、種苗放流につきましては、5 ページの下から 3 行目にありますとおり、現行計画と同じく、漁獲規制による資源回復措置を補完し、早期に一定の資源水準への回復を達成するための資源添加というふうに位置づけて実施することとしております。

計画案には、具体的な数字は記載しておりませんが、関係機関の連携によりまして、100 ミリサイズの大型種苗 20 万尾の放流に努めていくことにしております。

以上が、サワラ 2 期計画の取り組み及び計画改正の主要部分でございますけれども、このほかに、魚種名の表記をカタカナ表記にしたということ、また年号を元号に統一したということ、また海域区分の定義におけます市町村名の変更及び表現の修正等々をあわせて



行うということにさせていただきます。

なお、本部会の管轄海域でございます紀伊水道外域及び宇和海についての規制措置でございますけれども、まず紀伊水道外域につきましては、2月1日に開催されました和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会におきまして、瀬戸内海広調委で、サワラ計画の一部改正案、そして広調委の指示案が了承されれば、本年度と同様の連合海区委員会の指示を行うことが決議されております。

また、宇和海につきましても、3月22日に開催予定の愛媛海区漁業調整委員会におきまして、本年度と同様の海区委員会指示を決議する予定になっているところでございます。

これらの措置とあわせまして、来年度以降もサワラ計画を延長して実施することといたしたいと考えているところでございます。

計画変更の内容及び当部会に係る海域の検討状況等につきましては、以上のとおりでございます。

以上でございます。

澁川部会長 堤所長、どうもありがとうございました。

ということで、今度は10年間になるんですね。サワラの資源回復計画、2期目に入るということでございます。本部会の管轄海域の紀伊水道外域及び宇和海の海域ですから、関係県が和歌山、徳島、それから愛媛さんということになります。関係の海区漁業調整委員会及び関係漁業者の御了承を得て、これに呼応した取り組みが継続されることになったということでございますが、皆さん、御意見はいかがでございましょうか。何か御質問、どうぞよろしく申し上げます。

網本委員 和歌山の網本です。

ただいま、瀬戸内所長さんより、この計画について詳細に述べられ、また、我々調整委員会においても、この計画が瀬戸内において承認されれば、当然、承認するという格好です。

ただ、この前、漁業者のそういう計画の説明会の中で、漁業者の中では瀬戸内各県、これは経営上の問題もあって、ただいまおっしゃられたような期間、特に休漁期間の設定について、産卵期に休漁すべきではないか、その方が資源の回復には効果的である。どうも産卵期を避けたような格好の休漁期間であるというふうな意見も出されたということを申し添えておきたいと思っております。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

ほかに、ございませんか。

徳島の左海委員さん、お願いします。

左海委員 徳島の左海でございます。

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会が、2月1日に和歌山市におきまして開催をいたしまして、このときですが、瀬戸内漁業調整事務所から、1期計画の取り組みの評価をいたしまして、適切な取り組みが実施され、所期の目的が達成されました。これも、一応報告されております。

ただし、サワラ資源は、若干が進行いたしまして、依然として低水準であることから、2期計画として同様の取り組みが継続して実施されることが望ましいということも、同時に報告なされました。

この報告を受けまして、当連合海区といたしましては、瀬戸内の取り組みに敬意を表するとともに、2期計画の取り組みに、引き続き協力していくとの基本姿勢のもと、平成19年度春におきまして、瀬戸内海海域でのサワラを目的とした操業の禁止についての委員会指示を発出するよう決定をいたしております。

以上でございます。

澁川部会長 ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

愛媛の林委員さん、何かございますか。

林委員 これは、愛媛県の瀬戸内で資源回復が、大部分は愛媛、岡山、広島、香川、そこらで取り組んでおりますので、宇和海域においては、一応、これを了として、引き続いて、今まで同様、宇和海域も、この取り組み計画を支援するという中で、1点、資源量が、初期にはちょっと増加したような感じであったのですが、それから徐々に減少していったのですが、これは資源への圧力が強くて減ったのか、そこらをちょっとわかる範囲で結構でございますが、お答えができればお願いをいたします。

平松資源管理計画官 瀬戸内海漁業調整事務所の資源管理計画官の平松です。

私の方から、ちょっと明確な答えはできないかと思うのですが、御指摘がありましたように、平成15年までは増えていって、16年以降、若干、最近は減る傾向になっているということですが、初期資源の加入状況が、やはり年変動といたしますか、平均的な値よりも加入がいい年、悪い年がございます。それで、平成14年が、かなり加入が良かったということ、それが平成15年には1歳になりますので、その後の資源量を引き上げる

要因になっているかと思えます。

それで、例えば平成 16 年の加入は、かなり平均値よりは少ないような値であったということがございまして、加入量のブレというんですか、それによるものが一つあるのではないかということです。

あと漁獲圧力ですね。そちらとの関係につきましては資源量と漁獲量の比の漁獲率を見ると、資源が非常に悪かったときは、当然獲れないので出漁を控えているということがありました。また近年、回復計画を始めたころから増え出して、漁獲意欲も増えたということで、トータルの努力量が若干上がっている部分はあって漁獲率が上がったということは、ここ数年の傾向としてあるというのは水産研究所の報告の中にもございます。その辺が、関係する要素としてはあるのかなということは考えられるんですけども、細かい因果関係、回復計画の取り組みとの検証というのは、まだ細かいところまではできておりませんが、今お答えできるところでは、そのような状況でございます。

林委員 ありがとうございます。

澁川部会長 ほかにございませんか。

ここの計画の中で、種苗放流が、相当大きなウエートを占めているということが、私は特徴だと思います。それで、放流された種苗が確実に成果として漁業者の方々に認識されておりまして、今度の計画の延長にも何か、20 万尾の放流を確保せよというようなお話が出たという話を聞いておるところでございます。

ほかにないようでございますれば、関係者の皆さんにおかれましては、これまでも計画の着実な実施について、大変御努力をいただいておりますが、これからもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

主体は瀬戸内海の海域での取り組みでございますけれども、本部会にも関係がございしますので、堤所長さん、これからも必要に応じて御報告をいただきたく、お願いを申し上げておきます。

## (2) その他

澁川部会長 それでは、次に議題の 2 番でございますその他のところでございますが、ここは、委員の皆様方から何かございますればと、かようになっておりますけれども、いかがでございますか。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 茨城の漁業者の鈴木です。

先ほどの議論の中でサメとイルカの問題が出たんですが、2～3日前も鯨が沿岸に入り込んで、それを助けようとして尊い人命が犠牲になったということがございました。これの問題で、さっきヤリイカの問題とかいろいろ出たんですが、先ほどのキンメ以外で、皆さん、実感として感じていると思うんですけども、ヤリイカ等にしても、大分、鯨に食べられているのではないかというような話があるのですが、水産庁にお願いすることは、国際的に認められた調査捕鯨、日新丸ですか、日本の捕鯨が法律にのっとって国際的にも認められているのに、動物といいますか、鯨の愛護団体から薬品を投げられたり、船に体当たりして阻害されるということで、文化の違いとか あの事件は、私が考えるとテロ以外の何物でもないというふうに考えるわけでございます。

我々も血のにじむような思いをして資源の確保に努力しているところ、そういう理不尽と申しますか、考え方の違いで、一方的に鯨をとってはいけない、あるいは愛さなければならぬということに対して、水産庁さんは、日本の国は頑張っているということはもちろん聞いておりますけれども、努力なさって、そういう国際関係において難しい面もあるとは思いますが、このように漁船が 実際に我々のまき網漁船も鯨に追突しております。追突して被害を受けたり、それから、網の中に入られて被害も受けたりしております。こういうことにおいて、それを阻害できないというのは、どうも納得いかないと思うのでございます。

ちょっと時間が残ったようですから、こちら辺の問題も、やはりこういう大きな場で議論したり、あるいはマスコミに、そういう可愛いものをいじめるみたいなことではいけないのではないんじゃないかなと思うわけでございます。何か、御所見が水産庁の方でありましたら、よろしく願いいたします。

澁川部会長 水産庁というよりも、どうしますか。次にやるという話をしましょうか。

海産哺乳類というよりも、鯨の捕食がどうなっているかという話が、かねてよりこの場で話題になっておりまして、私も、いつもそれが話題になる割には確たる話、具体的な話にならないということで、水産庁にお願いをしております、少なくとも日本周辺で鯨の捕食について、それなりの調査実績があれば一定の整理をして報告をしてほしいという話をしておりました。

それで、申しわけございませんが、この話題は太平洋北部の海区にもかかわりますので、

次の本委員会の最後に話題提供として、実は用意していただいております。ということで、その話は、そちらに送らせていただきたいと思います。

第1議題でイルカの話が出まして、ちょっと私のあれもうまく運ばせんで、まことに申しわけなかったのですが、この海産哺乳類に対する取り組みは隔靴搔痒なところがありまして何でございますが、いずれにしましても、次の本委員会で調査結果が整理されておられるということでございますので、そちらの方に期待するということにさせていただきますと思います。

時間になりましたけれども、ほかに、鯨以外で何かありますでしょうか。

よろしいですか。

どうぞ。よろしくお願いします。

磯部委員 キンメの問題ですけれども、今回、委員会指示となるようですけれども、沖刺し網ですね。いっぱいやっておるもので、今現在やっている刺し網と底立て縄とトラブルはありません。ないようです。順調に行っています。それで、今現在やっているところに申し合わせ事項だけで、今、底刺し網の船が、それ以上北上して操業しないように委員会指示を出してもらいたい、盛り込んでもらいたいということです。今まで、話し合いであれしたんですけれども、盛り込んでもらいたい。

そしてまた、この間、その船が三浦岬へドッグに来ました。それで、了解してドッグして氷を10トンとらせてくれないかということで許可しましたけれども、そのぐらいならあれですが、ほかの港には、その後、また申し合わせで水揚げしないと。現在、横浜へ行っているそうですけれども、ほかのところでは、絶対水揚げしないというような指示を盛り込んでもらいたいということです。

2点、いかがですか。

事務局(小池) 今回の漁業調整委員会指示というのは、あくまでも資源回復計画の取り組みをきちっと行っていく上で、自由漁業である底刺し網漁業について、これ以上の漁獲努力量の増大が起きないようにキャッピングしようということで、資源回復計画とリンクした形で指示をさせていただくものでございまして、今御指摘の話は、どちらかということ、資源回復というよりも、漁業の操業上の調整とか、そういった問題でございますので、私どもも、毎年出させていただいておりますけれども、1都3県のそういったところで、きちっと操業調整上の問題についても履行していただくということで、委員会指示については、あくまでも資源回復計画にリンクした内容ということでございますので、御理解を

いただきたいと思います。

澁川部会長 ほかに、ございませんでしょうか。

それでは、事務局から、次の部会の開催予定等について説明をお願い申し上げます。

事務局（小池） 次回の部会でございますけれども、例年と同様、本年の 10 月ごろを考えてございます。

具体的な日時、場所等につきましては、本委員会との関連もございませぬので、部会長、また委員の皆様方の御都合をお聞きしながら、追って調整の上、御連絡いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

澁川部会長 ということで、今回は、例年どおり 10 月ごろに開催ということのようでございます。委員の皆様には、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

## 閉 会

澁川部会長 それでは、本日の部会は、これにて閉会をさせていただきます。

委員各位、御臨席の皆様方におかれましては、議事進行に大変な御協力を賜りまして、また貴重な御意見もちょうだいしましてありがとうございました。

なお、議事録署名人に指名させていただきました愛知県の吉戸委員さん、伊妻委員さん、お二方、どうぞよろしくお願いいたします。後ほど、事務局から本日の議事録が届くと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、これをもちまして、太平洋広域漁業調整委員会第 13 回太平洋南部会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

了